

第43回青森県「ごはん・お米とわたし」作文・図画コンクール

募 集 要 領

【課 題】

(作文・図画両部門共通)
毎日のごはんでおいしかったことや家族とのコミュニケーション、お米・ごはん食に関しての思い出や、考えたことなどを素直な気持ちで自由に表現してください。

【応募資格】

- ・小学校および中学校に在籍する児童・生徒
- ・特別支援学校の小学部、中学部に在籍する児童・生徒

【応募規格】

■作文部門

- 1部 小学校1年生～3年生(原稿用紙400字詰め/2枚以内、またはマス目の大きい原稿用紙/800字以内)
- 2部 小学校4年生～6年生(原稿用紙400字詰め/3枚以内)
- 3部 中学校1年生～3年生(原稿用紙400字詰め/4枚以内)
- ※**作文用紙1枚目の1行目に作品の題名、2行目に学校名・学年・氏名、3行目から本文を書き出してください**(学校名、学年、氏名が3行になる場合は4行目から本文を書き出してください)。
- ※作文用紙は、**ホチキス止めしないでください**。※右上クリップ止め可
- ※原稿用紙に書く文字は、**濃く・はっきりと**書いてください。
- ※本人による直筆を原則とし、パソコンやワープロにより作成したものは応募不可とします。ただし、視覚や手に障害のある児童・生徒については、応募票の欄外にその旨を特記事項として記入し、パソコンやワープロにより作成した原稿の応募を認めます。

■図画部門

- 1部 小学校1年生～3年生
- 2部 小学校4年生～6年生
- 3部 中学校1年生～3年生
- (B3判(36.4cm×51.5cm)、もしくは四つ切り(38.0cm×54.0cm)の市販画用紙を使用。画材は制限しない。)
- ※水彩画のほか、油絵、石版画、シルクスクリーン、木版、スクラッチボードなどを利用したもの、切り絵・貼り絵についても審査対象とします。
- ※**画用紙の裏側に、作品の題名・学校名・学年・氏名を書いてください**。

【応募規則】

- (1) 応募の際は別添の**応募者一覧表(別添参照)**を必ず添付し、別途Eメールでも、**データ(Excelファイル)**を必ず送付してください。
※PDF等に変更せず、Excelファイルのままご提出をお願いいたします。
なお、応募一覧表(データ)は青森県農業協同組合中央会のホームページに掲載しております。ファイルをダウンロードのうえ必要事項を記入後、提出くださいますようお願いいたします。
Eメールアドレス：nousei@chuoukai-ja-aomori.or.jp
- (2) 課題にそった作品を対象とします。
- (3) ひとりでも1部門に2点以上の応募はできません。
- (4) 合作は応募できません。
- (5) 図画作品で**ポスター的なもの(スローガン・キャッチフレーズ等文字の入ったもの)や台紙に貼ったものは応募できません**。
- (6) 応募は本人の未発表でオリジナルの作品に限ります。また、他のコンテストに応募していない作品に限ります。
他人の作品を模倣したものは応募できません。著作権など、他者の権利を侵害する作品は応募できません。(作文部門)
他人の写真や作品を模写・模倣したものは応募できません。著作権、商標権、肖像権など、他者の権利を侵害する作品は応募できません。(図画部門)
- (7) 作品を応募することによって、応募作品をJAグループの広報活動および諸事業活動のために利用することに予め承諾したものとします。その際、作文の部分的な抜き出しなど一部改変させていただく場合があります。
- (8) 記入いただいた個人情報が入賞通知・発表や表彰式などのほか、県名、学校名、学年、氏名等の一部情報についてはプレスリリース等のメディアへの発表、主催団体の広報媒体(入賞作品集や広報誌・ホームページ等)への露出や作品展示などの広報活動および諸事業活動で公表・使用することがあります。上記および、法令等により開示を求められた場合を除き、承諾なくコンクール関係者以外の第三者に個人情報を提供することはありません。
- (9) 作品を応募することによって、上記の個人情報の使用に承諾したものとします。
- (10) 入賞通知後でも、当該入賞作品がすでに発表済みやオリジナルでない作品と判明した場合、応募規則への違反や、虚偽の報告が判明した場合は受賞を取り消します。
- (11) 作品の著作権は青森県農業協同組合中央会、全国農業協同組合中央会に帰属します。

【締切日】

令和6年8月30日(金曜日)

【賞】

青森県知事賞【作文・図画部門各1名】(計2名)
青森県教育委員会教育長賞【作文・図画部門各1名】(計2名)
青森県農協中央会会長賞【作文・図画部門各1名】(計2名)
優秀賞【各部門・各部ごとに数名】
学校奨励賞【知事・教育長・会長賞受賞校一作文・図画部門各3校】(計6校)
参加賞【参加者全員】

【入賞発表】

令和6年12月上旬

【主 催】

青森県農業協同組合中央会、県内各農業協同組合

【後 援】

青森県／青森県教育委員会／青森県小学校長会／青森県中学校長会
青森県学校給食会／青森県PTA連合会／NHK青森放送局／青森放送
青森テレビ／青森朝日放送／東奥日報社／東奥日報文化財団
デリー東北新聞社／陸奥新報社

【協 賛】

青森県産米需要拡大推進本部／青森県農協農政対策委員会
農林中央金庫青森支店／全国農業協同組合連合会青森県本部
全国共済農業協同組合連合会青森県本部

【送り先および問合せ先】

- ・青森県農業協同組合中央会(JA青森中央会) 農業対策部 組織農政課
〒030-0847 青森市東大野二丁目1番地15 電話017-729-8760
- ・最寄りの農業協同組合(JA)へ

◇作文部門審査基準

1. 課題にそった作品であること。
2. ごはん・お米に関わる事柄や問題点を、年齢相応に正しく理解しており、かつ、年齢相応の言葉で表現していること(子供は難しい言葉を使いたがるが、年齢に馴染まないものは好ましくない)。
3. 問題のとらえ方や考え方が素直であり、かつ自分の意見・感想を率直に述べていること。
4. 自分の生活体験がにじみ出ていること(抽象的、一般的なことのみに終始するものは好ましくない)。
5. 作品全体に希望や明るさが感じられること。
6. 規定の枚数であること。
7. 誤字・脱字がなく、その他の表記(かぎかっこや句読点など)も正確であること(誤字、脱字、添削跡については減点の対象となります。必要に応じて本人に差し戻し、消書きさせていただきます)。

<審査対象外となる作品について>

1. 他のコンテスト等に応募した作品。
2. 他人の作品を模倣した作品、著作権など他者の権利を侵害する作品。

◇図画部門審査基準

<主題のとらえ方について>

1. 子どもらしい発想を尊重する。子供は時流に敏感なので、のびのびした明るく楽しいアイデアのものがよい。
2. 理解させるためディスカッションをすること。
3. 宿題的な押しつけで描かせないこと。

<審査対象外となる作品について>

1. ごはん及びお米を主題としていないもの。
2. スローガンや文字を入れたポスター的なもの。
3. おとぎ話や童話をモチーフにしたもの。
4. マンガやアニメなどのキャラクターを挿入したもの。
5. おむすびやお米に顔や手・足の出ているもの(擬人化したもの)、および実在しないもの(空想やファンタジー性のあるもの)。
6. 石、木片などを貼り付けたもの。
7. 紙の寸法が極端に大きかったり小さいもの。
8. 紙がボール紙のように厚かったり、半紙のように薄いもの。
9. 台紙に貼って応募したもの。
10. メーカー名(ブランド名)や企業名、ロゴマークなどを使用したもの、および宣伝になる恐れがあるもの。
11. パソコンなどでデジタル的に描かれたもの。
12. 道路交通関連法規などへの違反が疑われるもの(例:トラクターの乗車定員オーバー(2人乗り)、乗車装置でない荷台に乗った姿が描かれたもの など)

令和6年度応募状況

作文部門

	応募校数	応募点数
第1部(小1~小3)	23校	22点
第2部(小4~小6)		20点
第3部(中1~中3)	22校	172点
小 計	45校	214点

図画部門

	応募校数	応募点数
第1部(小1~小3)	57校	152点
第2部(小4~小6)		86点
第3部(中1~中3)	5校	13点
小 計	62校	251点